

貸借対照表についてお知らせします!

平成18年8月31日に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により、町村等では財務4表（「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」）の整備を平成23年度（平成22年度決算）までに行うこととなりました。

本町では、このたび平成21年度末（平成21年度決算）における財務4表を作成しましたので、その中の普通会計の貸借対照表についてお知らせします。

なお、詳細については、町ホームページに掲載しております。

「貸借対照表」とは、住民のみなさんが利用する町の施設（財産）、町の所有する現金や債権、資産形成のために投資された資金などが、どのくらいあるのかを示したもので、資産・負債・純資産の三つの要素から構成されます。

普通会計の貸借対照表

資産の部		負債の部	
1 公共資産 学校や道路など長期間にわたり行政サービスを提供する不動産等を対象とし、取得価格を基礎に、土地以外は定額法で減価償却をした資産を計上しています。	524億154万円	1 固定負債 翌々年度以降に返済等を予定しているもので、地方債の残高と退職手当引当金を計上しています。	108億4,933万円
2 投資等 農業公社や公営企業（水道事業）等への出資金、貸付金、基金、納付期限が到来して1年以上納付されていない債権（町税等）などの資産を計上しています。	56億6,498万円	2 流動負債 翌年度内に返済等を行わなければならないもので、翌年度償還予定地方債と賞与引当金を計上しています。	8億5,128万円
3 流動資産 必要に応じてすぐに使用できる基金、現金、未収金（納付期限から1年未満の債権）を計上しています。	30億9,571万円	負債合計	117億61万円
		純資産の部	
		純資産合計 資産と負債の差額です。「純資産」は、行政サービスを提供するために保有する公共資産等の財源としてみた場合、現世代が既に負担した部分を表しています。	494億6,162万円
資産合計	611億6,223万円	負債・純資産合計	611億6,223万円



貸借対照表からわかったこと

- ・ 町民一人当たりの資産額は193万円になりました。
- ・ 町民一人当たりの負債額は37万円になりました。
- ・ 資産総額の約1/5は、これから負担することになります。

※町民一人当たりの額は、平成22年3月末の人口から算出しました。

▼問い合わせ先=企画課 財政係 ☎(56)9119

